

## 株式会社佐々木電業社行動計画

子育てを行う社員の職業生活と家庭生活の両立を支援する為の雇用環境の整備をするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 5年 9月 1日 ~ 令和 10年 8月31日までの5年間

2. 目 標

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性社員・・・取得率を50%以上にする

女性社員・・・取得率を80%以上にする

目標2：育児休業取得予定者に「育休復帰支援プラン」を策定し、円滑な育休取得・職場復帰をサポートする。

3. 目標を達成するための対策の内容と実施時期

<目標1に対する対策>

- 令和 5年 9月～ 各職場における休業者の業務カバー体制の検討・実施  
(代替要員の確保の必要性、業務体制の見直し、複数担当者制等の導入など)

<目標2に対する対策>

- 令和 5年 9月～ 全社員に対し、「育休復帰支援プラン」や両立支援制度、育児休業給付、休業中の社会保険料免除などについて周知する  
育休取得予定者には、「育休復帰支援プラン」の策定開始